

## 記者会見資料

### <記者会見項目>

#### ○新型コロナウイルス感染症対策

- 新生児特別定額給付金について
- 児童育成手当（障害手当）受給者臨時特別給付金について
- すこやか福祉センター等のオンライン相談の実施について
- 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業の利用時間の拡充について
- 中野区緊急応援プレミアム付商品券事業について
- 新型コロナウイルス感染症対策としての沿道飲食店等による路上利活用の推進事業について
- 配食サービス事業者との連携による高齢者の食事支援、健康づくり・介護予防支援及び見守り事業の実施について

#### ○地域包括ケア推進の取組、子育て先進区実現に向けた取組、中野駅周辺まちづくり・

##### 新庁舎整備

- 若年性認知症相談窓口の開設について
- ブックスタート事業の開始について
- 新庁舎整備事業の進捗状況について

### <その他>

#### ●東北復興応援展なかの

10月27日(火)～31日(土) ねぶた展示、パネル展示

10月30日(金)・31日(土) 東北各地の物産展、グルメ及び軽食スペース

10月31日(土) お囃子の演奏



中野区企画部 広聴・広報課 03-3228-8803

新型コロナウイルス感染症対策

## 新生児特別定額給付金について

新型コロナウイルス感染拡大による影響を受け、子育て世帯の家計を支援するため、国の特別定額給付金の支給対象とならなかった令和2年度中に出生した新生児を対象に、**中野区独自の取組**として、1人あたり**5万円**を給付します。

【問合せ】 総務部 特別定額給付金担当課長 浅川  
電話 03-3228-8810  
【発信者】 企画部 広聴・広報課長 高村  
電話 03-3228-8928

## 給付対象者

令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれ、  
中野区に住民登録された新生児 約2,800人

## 給付額

対象新生児1人あたり5万円

## 申請について

### ▼申請・受給対象者

対象新生児と同一世帯の世帯主で、4月27日(特別定額給付金の基準日)から申請日までの間、引き続き中野区に住民登録がある者

### ▼申請期限

申請書の発送日から原則として3ヶ月以内  
(新生児が住民登録されたデータに基づき、区から申請書を送付する。)

### ▼申請書発送時期

11月中(予定)

# 児童育成手当(障害手当)受給者 臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子育て家庭への生活支援の取組として、児童育成手当受給者のうち、障害手当受給者に対し、**中野区独自の取組**として、対象児童1人あたり**5万円**の臨時特別給付金を支給します。

【問合せ】 子ども教育部 子ども家庭支援センター所長 古川  
電話 03-3228-8996  
【発信者】 企画部 広聴・広報課長 高村  
電話 03-3228-8928

## 対象者

### ▼対象者

令和2年6月分から9月分の児童育成手当(障害手当)を中野区から受給している方

### ▼想定支給対象世帯(対象児童数)

150世帯(150人)

## 給付額

対象児童1人あたり5万円

## 今後のスケジュール

▼10月 制度周知、対象者へ通知

▼11月初旬 児童育成手当受給対象者へ支給

2020年10月14日  
区長定例記者会見資料

新型コロナウイルス感染症対策

# すこやか福祉センター等の オンライン相談の実施について

---

【問合せ】 地域支えあい推進部 鷺宮すこやか福祉センター  
アウトリーチ推進担当課長 大場  
電話 03-3336-7113  
【発信者】 企画部 広聴・広報課長 高村  
電話 03-3228-8928

# 1 実施の背景・目的

▼すこやか福祉センターでは、子ども、高齢者、障害者、妊産婦等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、保健、福祉及び子育てに関する総合的な支援や相談を行っている。

▼新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛の影響や、来所による対面の相談への不安があり、電話による相談を行っている。

▼集合型の事業については、参加者を減らすなど、規模を縮小せざるを得ない状況となっている。

▼こうした状況のもと、特に妊婦の状況や親子の様子などを映像で確認するなど、区の施設に来所しなくても、対面でスムーズに相談できる環境をつくっていく必要がある。

▼このため、映像によるオンライン相談を開始し、効果的に活用することで区民サービスを向上する。

## 2 事業の概要

### ▼実施方法

特定のアプリや相談者のメールアドレスを利用せずに、インターネット接続による簡易な方法で実施する。

### ▼実施場所

▽すこやか福祉センター 4か所

▽すこやか障害者相談支援事業所 4か所

▽地域包括支援センター 8か所

### ▼実施場面

▽子育て・高齢・障害に関する個別の相談や申請に関する問い合わせ

▽予約による相談事業(子育て専門相談、発達相談等)

### ▼実施時間帯

月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時(祝日・年末年始を除く)

### ▼実施時期

令和2年11月上旬(予定)

### ▼通信環境

安定的に相談業務が実施可能となる光回線を利用



新型コロナウイルス感染症対策

# 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業の 利用時間の拡充について

---

【問合せ】 健康福祉部 障害福祉課長 河村  
電話 03-3228-5630  
【発信者】 企画部 広聴・広報課長 高村  
電話 03-3228-8928

# 1 事業の概要

---

## ▼目的

重症心身障害児(者)又は医療的ケア児の健康の保持と介護する家族等の介護に係る負担の軽減を図ることを目的として実施している。

## ▼事業内容

1回あたり2～4時間の範囲で、訪問看護ステーションの看護師等を被介護者の居宅に派遣し、医療的なケアや食事、排泄の介助等を行っている。

## ▼対象

平成28年10月から重症心身障害児(者)を対象に事業を開始し、平成29年7月に医療的ケア児を対象に加えている。

## 2 拡充内容

### 拡充の内容

今年度限りの対応として、

▼年間利用上限を96時間から120時間に拡充

▼サービス提供回数(年間24回を超えない範囲で月4回まで)の制限を撤廃(令和2年4月から実施)

### 対象者

サービス利用登録者30名(うち今年度利用者15名)

### 実施時期

令和2年10月1日から  
(10月上旬に対象者及び関係事業所に通知)

新型コロナウイルス感染症対策

## 中野区緊急応援プレミアム付商品券事業について

新型コロナウイルス感染症拡大により区内経済が影響を受ける中、区民等の消費を喚起し、区内商業を支援するために、プレミアム付商品券事業を行います。

本事業は、商品券の発行、販売等を中野区商店街振興組合連合会に対する補助事業として実施します。

【問合せ】 区民部 産業観光課長 堀越  
電話 03-3228-5590

【発信者】 企画部 広聴・広報課長 高村  
電話 03-3228-8928

# 1 事業内容

## 販売(購入)対象

### 区内在住者

(ただし、残部が発生した場合は在勤、在学者等へも販売する。)

## 販売等の概要

- (1) プレミアム率 **30%**の上乗せ
- (2) 発行総額 **7億1千5百万円**(うち、プレミアム分**1億6千5百万円**)
- (3) 発行形態 **500円券13枚**つづり**1セット**(券面額合計**6,500円**)を**5,000円**で販売(11万セット)
- (4) 券種等 **1セット(13枚)**の中で複数の券種構成とする予定
- (5) 購入上限 **1人につき10セット**(販売額**5万円**)まで
- (6) 申込方法 事前申込制 インターネットもしくは、はがき
- (7) 申込期限 **11月中旬**を予定
- (8) 商品券の販売場所 区内の民間金融機関
- (9) 商品券の発行者等 発行者:中野区商店街振興組合連合会  
販売協力者:中野区商店街連合会

## 2 使用可能な店舗、スケジュール

### 使用可能な店舗

区内商品券取扱店舗(約1,200店舗)で使用することができる。

### スケジュール(予定)

#### ▼商品券の販売期間

令和2年12月上旬～令和3年2月28日

#### ▼商品券の使用期間

令和2年12月上旬～令和3年2月28日

#### ▼取扱店舗の換金期間

令和2年12月上旬～令和3年3月31日

2020年10月14日  
区長定例記者会見資料

新型コロナウイルス感染症対策

# 新型コロナウイルス感染症対策としての 沿道飲食店等による路上利活用の推進事業について

---

【問合せ】 まちづくり推進部 中野駅周辺エリアマネジメント担当課長 石橋  
電話 03-3228-8276  
【発信者】 企画部 広聴・広報課長 高村  
電話 03-3228-8928

# 1 背景・事業の趣旨と目的

## 背景

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、いわゆる3密回避のために店舗空間が制限され、売上の減少を余儀なくされた飲食店等の営業活動を支援するため、緊急措置として、道路占用の許可にかかる弾力的な運用基準が国土交通省より示された(令和2年6月5日付通知)。

中野区はこれを活用し、沿道飲食店等のテイクアウトやテラス営業のための路上利活用の推進を図ってきたところである。

## 事業の趣旨・目的

3密回避など感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に対応するための暫定的な営業形態として、沿道の飲食店等が、テイクアウト販売やテラスでの飲食提供等を行う仮設施設を路上に設置するにあたり、そのための道路占用の許可基準を緩和する。



## 2 事業内容

### 事業内容

#### ▼対象となる道路

本事業により利活用する部分を除き、2m以上(交通量が多い場所は3.5m以上)の歩行者空間が確保できる歩道(歩行者専用時間帯の交通規制のある道路を含む)。

#### ▼事業の対象者等

▽占用の申請者:区

▽利活用の実施主体

- ・対象道路に面した商店会
- ・対象道路に面し、かつ商店街エリアにない個店

#### ▼実施期間

2020年6月30日～11月30日

#### ▼留意事項・許可条件等

▽対象となる道路の要件に当てはまる道路にあっても、道路管理者及び交通管理者が、周辺の交通状況等を勘案し、個別的に可否を判断する。

▽利活用にあたっては、実施主体に対し、歩行者等に対する安全確保策、周辺の清掃実施等についての条件を付すものとする。

### 3 許可状況・今後の展開について

許可状況(9月30日現在)

1件(商店街エリアにない個店)



#### 今後の展開について

国土交通省における制度延長等の判断を待つだけでなく、将来的なエリアマネジメントを見据え、各種制度による公共空間の利活用方法を検討する。

新型コロナウイルス感染症対策

## 配食サービス事業者との連携による高齢者の食事支援、 健康づくり・介護予防支援及び見守り事業の実施について

新型コロナウイルス感染拡大防止の対応として、新しい生活様式が求められる中、特にひとり暮らし高齢者や高齢者のみで暮らす世帯については、フレイル予防とともに、地域における新たな担い手による見守りも必要な状況が生じています。

こうした状況をうけ、区内で高齢者を対象とした配食サービス事業の実績がある**配食サービス事業者の登録制度を創設**し、登録配食サービス事業者との連携による**食事支援、健康づくり・介護予防支援及び見守りを行う事業**を実施します。

【問合せ】地域支えあい推進部 区民活動推進担当課長 宇田川

電話 03-3228-5810

【発信者】企画部 広聴・広報課長 高村

電話 03-3228-8928

# 1 事業の対象・登録事業者

## 事業の対象

75歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみ世帯

## 登録事業者

### ▼要件

区内で高齢者を対象とした配食サービスの実績があり、食品衛生法等の公衆衛生関連の法令及び個人情報法等を遵守するとともに、厚生労働省の「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」に沿って配食事業を行う事業者で、利用者の希望に応じて週6回以上の配食を原則として手渡しで行うことができること

### ▼登録事業者(令和2年9月30日現在)

5事業者

## 2 事業の内容

### ▼健康と生活を支える配食サービスの提供

利用者の希望にあわせて各登録事業者が用意しているメニューから選択する。

### ▼食事支援と健康づくり・介護予防支援

▽日々の配食サービスを通じた支援

- ・登録事業者は手渡しの方法により配食を行い、配食のつど配達員が声かけを行う。
- ・上記とあわせて利用者が毎日記録する「なかの食事で元気アップチェックノート」の食事、健康、生活・運動の項目を確認する。
- ・上記により、気がかりな点がある場合は、利用者が指定する緊急連絡先または、すこやか福祉センターに連絡する。

▽地域情報や健康づくり・介護予防情報などの提供(月1~2回程度)

- ・配食の際に、日々の元気アップに活用できる地域情報や健康づくり・介護予防情報などを掲載したチラシを届ける。

### ▼見守り

上記の声かけ等のほか、指定の時間に訪問して応答がない場合や緊急対応が必要と登録事業者が判断した場合は、利用者が指定する緊急連絡先またはすこやか福祉センター、場合によっては消防署や警察署への通報を行う。

### 3 申込手続、周知方法

#### 申込手続

- ▼地域活動推進課で電話により申込みを受付ける。
- ▼申込者の状況や利用を希望する登録事業者等を把握したうえで、該当の登録事業者に必要な情報を提供し、これをもとに登録事業者が申込者と連絡をとって必要な手続を進める。

#### 周知方法

- ▼民生児童委員、すこやか福祉センターアウトリーチチームによるチラシ配布等による周知を基本とする。
- ▼今後、地域包括支援センター等の協力を得て、支援が必要な方たちへ周知する。
- ▼区ホームページや区報により周知する。

地域包括ケア推進の取組

# 若年性認知症相談窓口の開設について

---

【問合せ】 地域支えあい推進部 地域包括ケア推進課長 高橋  
電話 03-3228-5403  
【発信者】 企画部 広聴・広報課長 高村  
電話 03-3228-8928

# 1 現状・課題

▼若年性認知症とは、65歳未満で発症する認知症をいう。

医学的には高齢者の認知症との差異はないが、平均の発症年齢が57.7歳(※)と現役世代での発症となるため、就労や子育てなど様々な活動に影響を及ぼすものとされている。

(※2019年3月東京都健康長寿医療センター「若年性認知症の生活実態に関する調査報告書」より)

▼現在、若年性認知症やその疑いのある方(以下「若年性認知症者」という。)の相談は、地域の相談機関であるすこやか福祉センターや地域包括支援センターで対応している。

しかし、症例数が少ないため支援方法など事例の蓄積が難しい上、必要とされる支援制度が多岐に渡るため総合的な支援が届きにくいという課題がある。

▼また、医療や介護、社会保障制度などの情報を十分に得られず、療養の見通しが立たないなどの問題がある。(平成29年度中野区実施「若年性認知症生活実態調査」より)

▼こうした現状を踏まえ、若年性認知症者への支援を強化するために**専門の相談窓口**を設置する。



## 2 事業の目的・内容

### 事業の目的

若年性認知症者及びその家族等に対し、若年性認知症に対応した医療機関、障害福祉サービス、介護サービス、社会保障制度等について紹介、調整等を行うことにより、病気の進行に合わせた適切なサービスを受けられるよう支援を行う。

### 事業内容

- ▼若年性認知症に対応した医療機関、障害福祉サービス、介護サービス、社会保障制度等の紹介及び利用支援
- ▼若年性認知症者等が抱える問題の解決に向けた関係機関との連携及び調整
- ▼医療機関、障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所等への若年性認知症者対応に関する助言及び支援
- ▼若年性認知症に関する各種情報の集約、広報
- ▼若年性認知症者支援に係るネットワークの構築
- ▼前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

### 3 事業の概要

#### ▼従事職員

地域包括ケア推進課職員(保健師等)が従事する。

#### ▼事業開始日

令和2年11月2日(月)

#### ▼窓口設置場所・問い合わせ先

中野区地域包括ケア推進課・中野区在宅療養相談窓口併設  
(中野区役所6階4番窓口) 電話番号:03-3228-5785

#### ▼今後の予定

▽医師会・歯科医師会・薬剤師会等へリーフレット配布

▽関係機関(民生児童委員、町会・自治会、近隣区の医療機関等)への周知

▽区報、ホームページ掲載

子育て先進区実現に向けた取組

# ブックスタート事業の開始について



▲ブックスタート・パック



▲ブックスタートお渡し会の様子

【問合せ】 教育委員会事務局 子ども・教育政策課長 永田  
電話 03-3228-5606  
【発信者】 企画部 広聴・広報課長 高村  
電話 03-3228-8928

# 1 事業の概要

## 事業内容

中野区立図書館(全8館)では、乳幼児の読書活動を推進するため、0歳児とその保護者を対象に、絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットしてプレゼント。令和2年10月1日から開始

## 対象者

令和2年6月1日以降出生の中野区内在住者

※ 対象者への通知(「ブックスタート事業のおしらせ」)は、3~4か月児健康診査の案内に同封

## 配布物

「ブックスタート・パック」

▼絵本2冊

▼布製バッグ

▼アドバイスブックレット

## 2 配布方法等

### ▼配布方法

各図書館で毎月1回開催する**ブックスタートおはなし会**で配布する。  
開催日に来館できない場合は、各図書館カウンターで受取が可能。

### ブックスタートおはなし会

事業の説明、絵本のお渡し、赤ちゃんの利用登録をあわせたおはなし会(絵本の読み聞かせ、わらべうた、手遊び)。10月は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「ブックスタート・パックお渡し会」に変更して実施。このほか各区立図書館で毎月1回「乳幼児向けおはなし会」も実施

### ▼配布(引換え)期限

満1歳になる誕生日の前日まで

### ▼配布場所

中野区立図書館**8館**

### ▼持ち物

母子手帳、「ブックスタート事業のおしらせ」

## 新庁舎整備事業の進捗状況について



▲新庁舎イメージパース

【問合せ】 総務部 新区役所整備課長 中村

電話 03-3228-5445

【発信者】 企画部 広聴・広報課長 高村

電話 03-3228-8928

# 1 これまでの主な経過について

---

▼平成28年12月

新しい区役所整備基本計画策定

▼平成31年3月

新庁舎整備基本設計策定

▼令和元年8月～令和2年1月

新庁舎整備事業実施設計・施工業務 企画提案公募型事業者  
選定

▼令和2年3月

新庁舎整備事業実施設計・施工業務 契約締結、実施設計着手

## 2 今後のスケジュール

### 令和6年5月の開設に向けて

▼令和2年10月14日

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく説明会、中野体育館解体工事説明会の実施

▼令和2年12月

中野体育館解体工事着手

▼令和3年6月

実施設計完了

▼令和3年7月

新庁舎建設工事着手

▼令和6年2月

竣工

▼令和6年5月

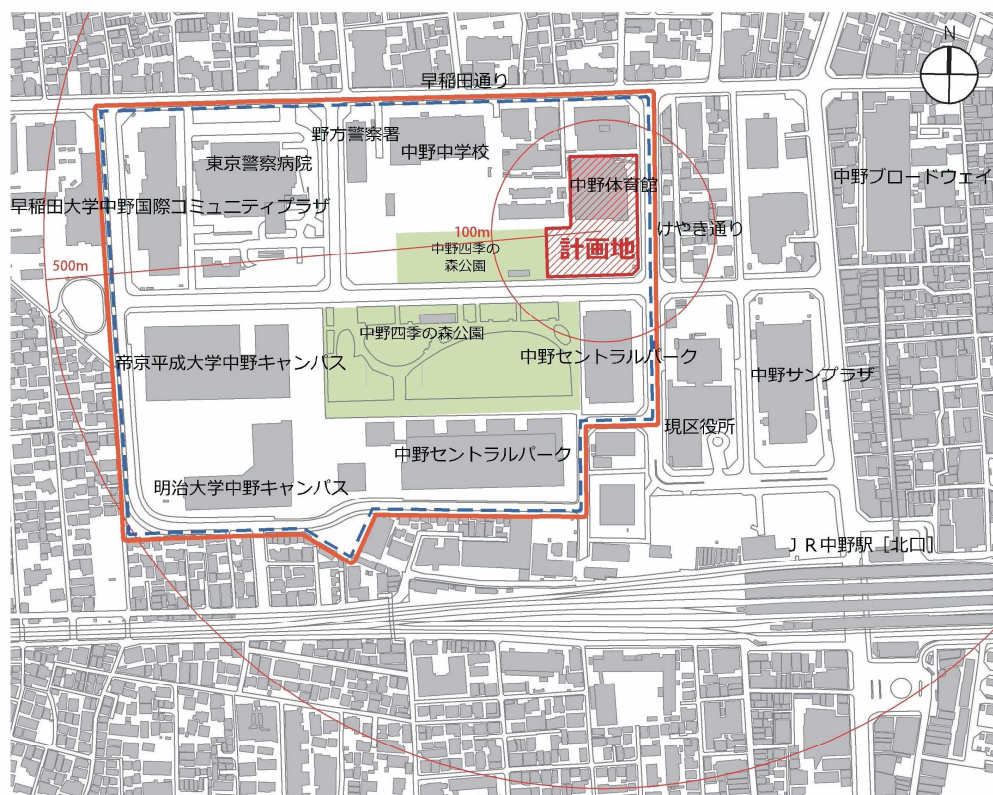
開設



# 中野区新庁舎整備事業（実施設計）

令和2年9月末現在

整備事業計画地案内図



- 凡例
- 再開発等促進区
  - 中野四丁目地区地区計画

## 計画概要

敷地概要	
所在地	中野区中野四丁目 11 番（住居表示） 中野区中野四丁目 2 番 139（地名地番）
用途地域	第一種中高層住居専用地域 （再開発等促進区を定める地区計画区域内）
地区計画等	中野四丁目地区地区計画区域
防火地域	防火地域
高度地区	指定なし
日影規制	再開発等促進区内は規制対象外 ただし東側隣地については 4h-2.5h/4m
敷地面積	8,557.38 ㎡
建蔽率	70%（指定建蔽率 60+角地）
容積率	450%（指定容積率 200% ⇒ 400%+50%※1）

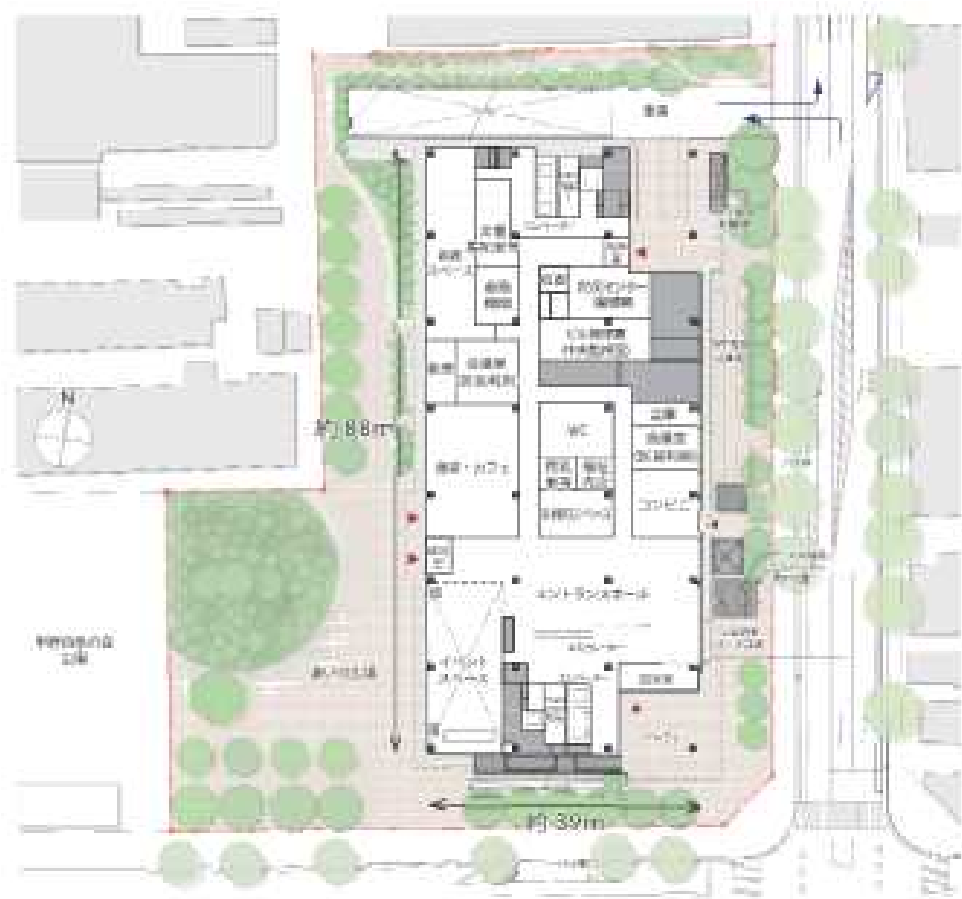
- ※1 再開発等促進区で定める容積率の緩和
- ※ 中野四丁目地区地区計画、防火地域及び高度地区の変更については、10月上旬に都市計画変更告示予定

計画建物概要	
主要用途	庁舎
規模	地上 11 階・地下 2 階・塔屋 1 階
構造	鉄骨造（一部：鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造）
建物高さ	52.85m（平均地盤面よりの高さ）
建築面積	4,096.66 ㎡
延床面積	47,390.21 ㎡

## 工期について

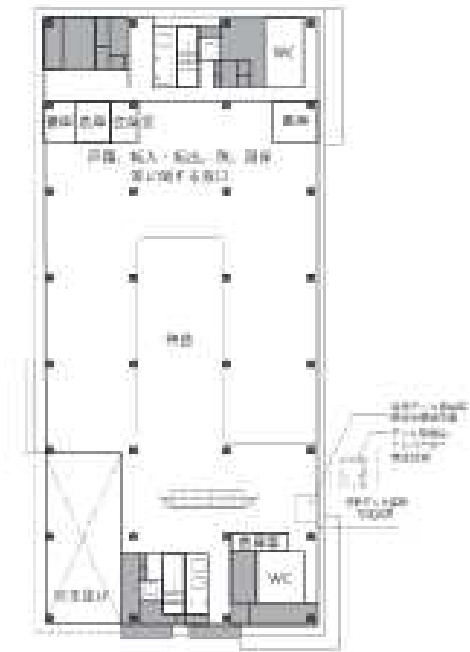
本建物の建築工事予定期間は、令和 3 年 7 月～令和 6 年 2 月までの約 32 ヶ月間を予定しております。

- ※行政協議、その他により変更が生じる可能性があります
- ※今後、実施設計において一部変更が生じる場合があります



## 1階

東西どちらからも視認性が高く、明るく開放的なエントランスホールとします。  
 エントランスからエレベーターとエスカレーターの位置がわかりやすく、2・3階の窓口フロアへ移動しやすい動線計画とします。  
 イベントスペースは、集いの広場側を開放可能なつくりとし、集いの広場と一体的な利用が可能となる空間とします。  
 来庁者用駐輪場はけやき通り側に設置し、通りからの景観にも配慮した計画とします。



## 2階

戸隠、転入・転出、税、国民健康保険等に関する窓口を配置します。  
 1階からの吹き抜けを設置することで、イベントスペースと立体的なつながりのある空間とします。  
 エレベーター、エスカレーター、階段から把握しやすく、開放的でわかりやすい平面計画とします。  
 業務内容や窓口数の変化に対応できる可変性のあるカウンター計画や間仕切り計画とします。

※行政協議、その他により変更が生じる可能性があります  
 ※今後、実施設計において一部変更が生じる場合があります



### 3階

子どもや福祉に関する窓口を配置します。エレベーター、エスカレーター。高層から見通しが良く、開放的でわかりやすい平面計画とします。来庁者が落ち着いた環境で手続・相談を行えるように、プライビシーに配慮したブース型窓口カウンターを設置します。



### 5階

東京都第三建設事務所を中心としたフロアとします。



### 4階

社会福祉協議会・町会連合会等の執務室を配置し、区の執務スペースと管理区分を明確に分け、専用の来庁者対応窓口を配置します。フロアの中心に吹き抜け(エコポイド)を配置することで、上下階の連携を高め、省エネ化を図る計画とします。



### 6階

区長室などの執務室を配置し、併せて防災関係会議室及び会議室を配置します。会議室は、災害時には災害対策本部として迅速に機転転換できる計画とします。

※行政協議、その他により変更が生じる可能性があります  
 ※今後、実施設計において一部変更が生じる場合があります





## 地下2階

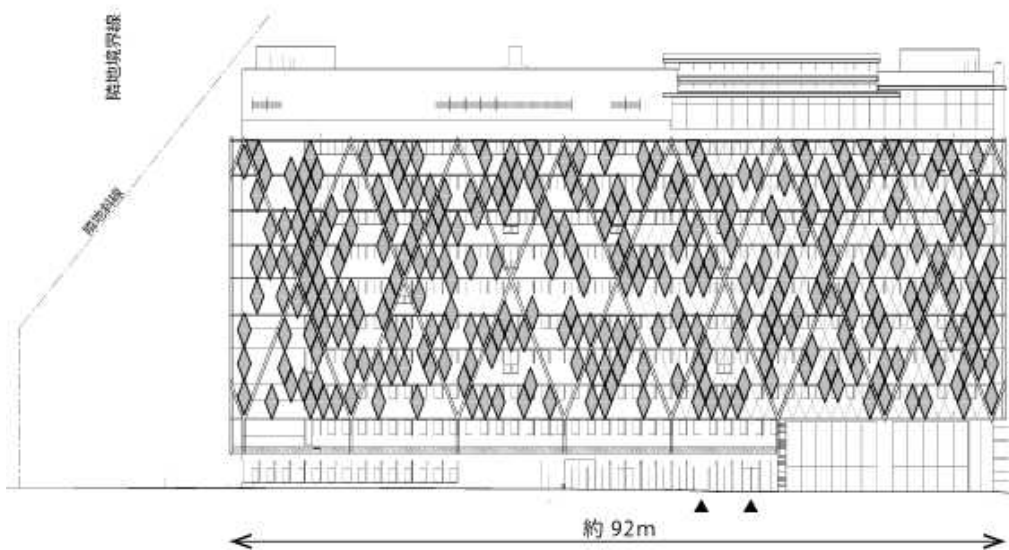
業務用駐車場を設けるとともに、ごみ置場などのスペースを配置します。



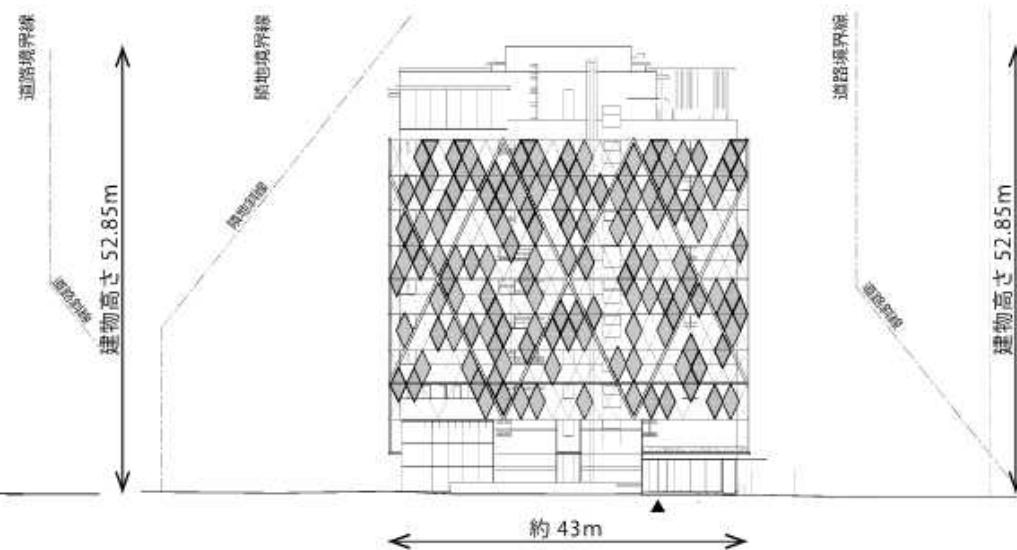
## 地下1階

歩行者用駐車場と車庫用駐車スペースを配置します。

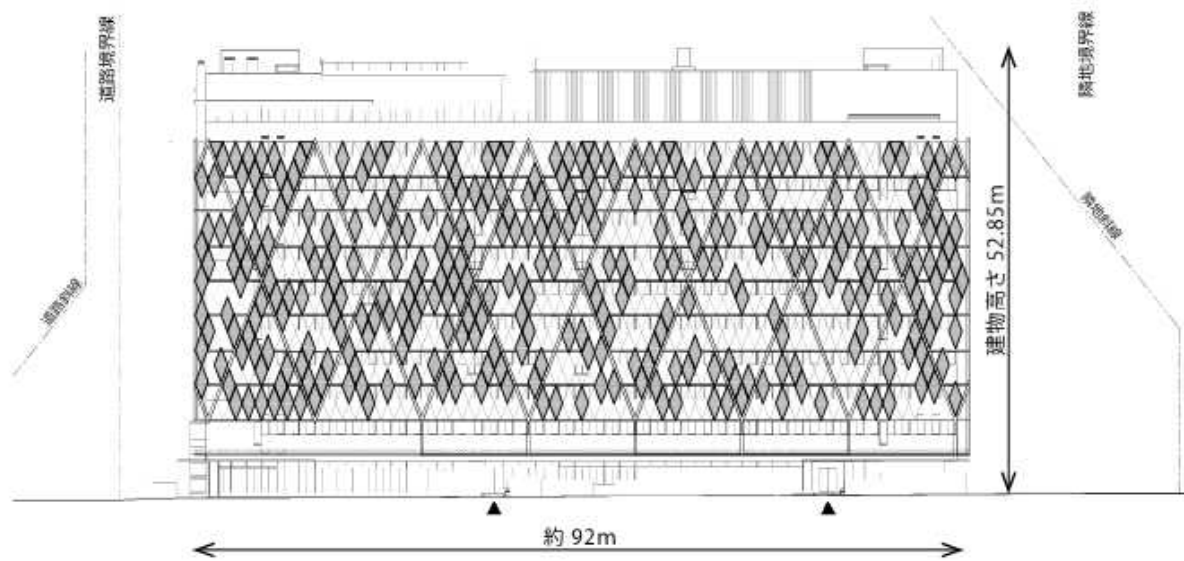
※行政協議、その他により変更が生じる可能性があります  
 ※今後、実施設計において一部変更が生じる場合があります



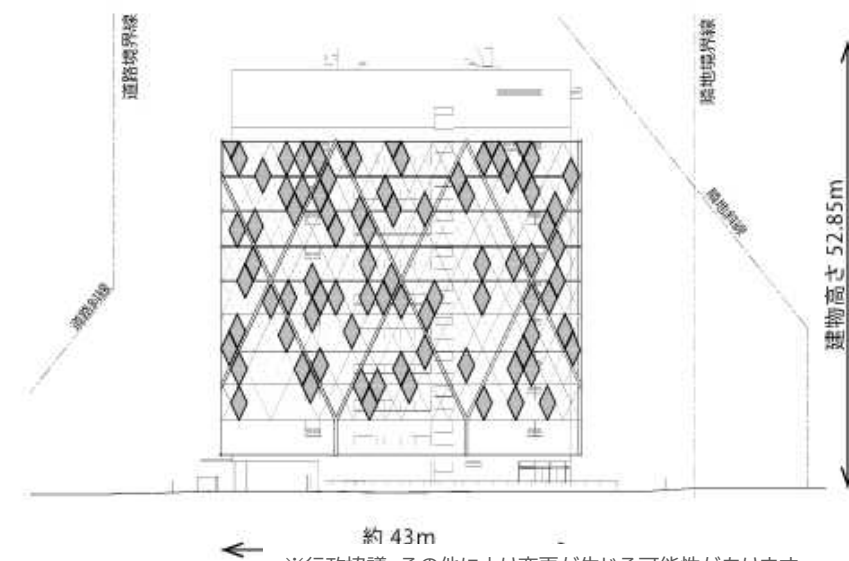
■西立面図



■南立面図

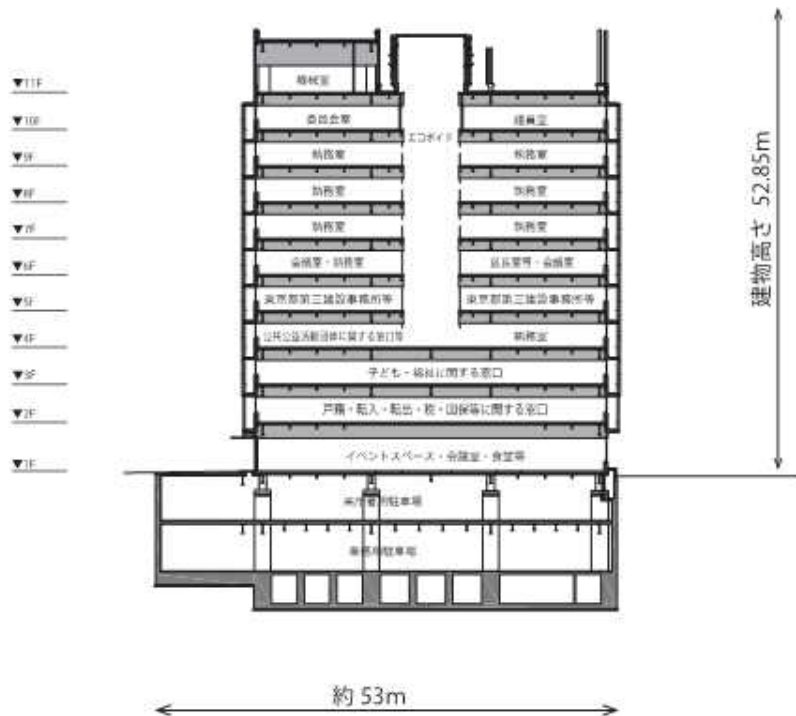
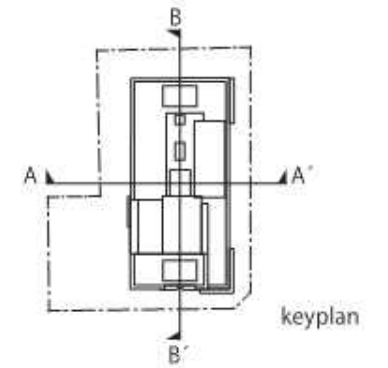


■東立面図

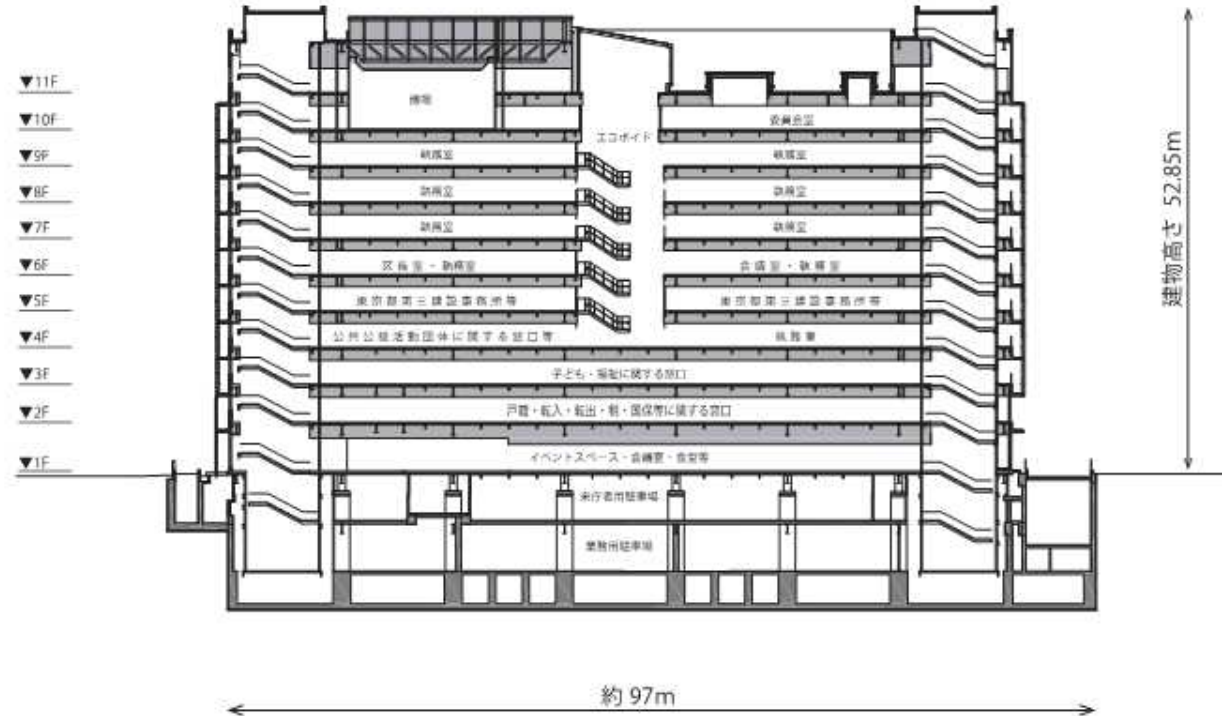


■北立面図

※行政協議、その他により変更が生じる可能性があります  
 ※今後、実施設計において一部変更が生じる場合があります



A-A' 断面図



B-B' 断面図

※行政協議、その他により変更が生じる可能性があります  
※今後、実施設計において一部変更が生じる場合があります

# 東北復興応援展

10/27(火)～31(土): パネル・ねぶた展示

なかの

30日(金)・31日(土): 東北各地の物産展・グルメ  
軽食スペースをご用意!

31日(土): お囃子の演奏

※ねぶたの運行・パレードはございません



お囃子イメージ

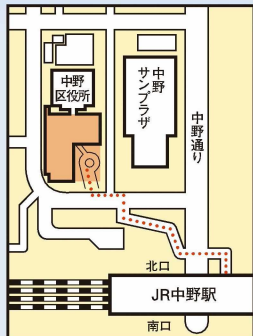
## 会場及び実施内容

- ①中野区役所1階ロビー(8:30～17:00)  
・東北各地域のPR・パネル展示
- ②中野区役所 正面玄関広場  
・ねぶた展示  
・物産展・グルメ及び軽食スペース  
(30日(金)・31日(土)のみ10:00～16:00)  
・お囃子の演奏(31日(土)のみ 数回演奏予定)



物産展イメージ

## 会場までのアクセス



感染症対策にご理解とご協力をお願い致します。  
体調の優れない方は、ご来場をお控え下さい。